

社会福祉法人長岡市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

全ての職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、職員がその能力を十分に発揮し、安心して働き続けられる雇用環境の充実を図るため、次の様に行動計画を策定する。

1 計画期間

平成31年4月1日から令和5年4月1日までの4年間

2 内容

目標：ノー残業デー（週1回）を励行し、所定外労働時間を削減に努める。

<対策>

- 平成31年6月～ 所定外労働の現状と課題を把握する。
- 平成31年7月～ 所定外労働の削減に向け、ノー残業デーの実施について職員へ周知、情報共有を図る。
- 平成31年8月～ ノー残業デーの取組み（週1回）を開始し、所定外労働時間の削減につなげる。